

伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集要項  
(3次募集)

令和3年2月

伊丹市

# I. 募集概要

---

## 1. 募集の趣旨

本市では、増加する保育需要に対応し、年度当初における待機児童ゼロを継続するため、この要項に基づき、保育需要の高い地域で民間の認可保育所を設置・運営する事業者を以下のとおり募集します。

## 2. 募集内容等

### (1) 募集施設：認可保育所※

※「認可保育所」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）、伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊丹市条例第 38 号）その他関係法令の基準を満たし、県の認可を受けた保育所のことを指し、今回の募集は認可を受ける基準を満たすものを前提とします。

### (2) 募集地域：天神川小学校区又は荻野小学校区（区域内であれば範囲等は特定しないが、荻野小学校区を優先的に取扱います。）

※設置場所は選考において評価項目として審査します。

### (3) 募集数：1 箇所

### (4) 定員：60 名程度

### (5) 対象児童：0 歳児～5 歳児

### (6) 開設時期：令和 4 年 4 月 1 日

### (7) 開所時間：1 日 11 時間（7 時～18 時）

### (8) 閉所日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

### (9) 実施事業：通常保育のほか、延長保育事業を実施すること。

### (10) その他：①保育所の用に供する土地・建物について、貸与を受けて設置する場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）の要件を満たしていること。

②既存の建物を活用する場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する検査済証の交付を受けた建物であること（検査済証の交付を受けていない場合は、不可とします。）。また、昭和 56 年 5 月 31 日以前に検査を受けた建物である場合は、耐震診断の結果、耐震性を有すると認められる施設であること。

### 3. 応募資格

上記募集について、本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力できる事業者を募集します。

応募資格は、以下の要件をすべて満たす者としします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有する者又は法人格を有することができると思込まれる者であって、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知）の各法人別の審査基準を満たす又は満たす見込みであること。
- (2) 児童福祉法第35条第5項各号のいずれにも該当すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）等による手続き中の法人でないこと。
- (4) 法人及び役員等が「伊丹市暴力団排除条例」（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

### 4. 応募スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表・質問受付開始	令和3年 2月 1日（月）
質問受付締切	令和3年 2月26日（金） 17時まで
質問回答（一斉回答）	令和3年 3月 5日（金）
参加申込・企画提案書受付締切	令和3年 3月19日（金） 17時まで
審査（ヒアリング）	令和3年 4月下旬<予定>（別途通知）
結果通知	令和3年 4月下旬<予定>

## II. 応募手続

### 1. 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限：令和3年2月26日（金） 17時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添質問書により電子メールにて提出してください。  
※電話・FAX等での質問にはお答えできません。
- (3) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課  
E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp
- (4) 回答日：令和3年3月5日（金）
- (5) その他：質問を提出している事業者全てに電子メールにより回答日までに回答するとともに市ホームページに掲載します。

## 2. 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限：令和3年3月19日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出書類：別紙「提出書類一覧」の「提出書類」に記載のある書類一式
- (3) 提出部数：別紙「提出書類一覧」の「必要部数」に記載のある部数  
※原則としてA4判（縦）で提出すること。（図面はA3判とする）  
※別紙「提出書類一覧」の書類番号順に並べ、仕切紙にインデックス（No1～31）を付したうえで、フラットファイルに綴じて提出すること。  
（A3判はA4サイズに折込む）
- (4) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課  
（伊丹市役所4階）
- (5) 提出方法：提出先まで持参（提出期限内に到達するものに限り特定記録郵便等による郵送も可）
- (6) 留意事項：①受付期間を過ぎたものは受理しません。  
②提出された書類は返却しません。  
③提案内容は国又は県への各種補助金手続きに使用しますので、費用を適切に見込んでください。  
④その他提出書類の追加を求める場合があります。

## 2. 選定方法

伊丹市保育所等設置及び運営者選考委員会が提出された参加申込書等について、書類審査及びプレゼンテーションに対するヒアリング審査を行い、下記の審査基準に基づき選定します。

## 3. 企画提案(プレゼンテーション)審査方法

- (1) 実施日：令和3年4月下旬  
※プレゼンテーションの時間は別途通知
- (2) 実施時間：1事業者につき30分程度  
（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）
- (3) 説明者等：応募事業者の代表者又は事業責任者、施設長予定者等を含む3名までの出席とします。
- (4) 審査結果の通知：審査結果は、郵送により全参加者に通知します。
- (5) 審査基準：（配分比率）
  - ①設置・運営者（保育所の運営実績・財務状況、開設・運営に当たっての資金計画）  
：10／100
  - ②組織体制（配置する施設長（所長）・職員配置、確保状況（確保方策）、雇用条件、職員研修）：5／100
  - ③事業計画（施設整備内容・立地・利便性・屋外遊戯場の状況・近隣対策（駐車場確保等）・安全対策（避難等）・計画の実現性）：55／100
  - ④事業内容（運営方針・保育内容・給食・保護者との連携・その他地域貢献活動等）  
：30／100

(6) その他：

- ①プレゼンテーションは提出された書類をもとに行うこと。
- ②当日の追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。
- ③プレゼンテーションに際し、パソコンやプロジェクター等の使用は認めない。
- ④審査は非公開とする。

### Ⅲ. 注意事項

---

#### 1. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 企画提案（プレゼンテーション）審査の時間に遅れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) プロポーザルの手続きの過程で、地方自治法施行令第167条の4の規定及び伊丹市入札参加停止基準に抵触することが明らかとなった場合
- (5) 本要項及び伊丹市が指示した事項に違反した場合
- (6) その他不正行為があった場合

#### 2. その他留意事項

参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の内容に同意したものとみなします。また、参加に当たっては、以下の留意事項を確認・了承のうえ参加してください。

- (1) 提出された企画提案書の変更、差し替え、再提出は認めません。
- (2) 提出書類等は返却しません。また、提出書類等は情報公開の対象となる場合があります（個人情報を除く）、請求により開示することがあります。
- (3) 本件の応募に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された応募書類等について、本市が事業者の決定等に必要な場合には、その内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 参加申込後に応募を辞退する場合には、辞退届（様式14）を提出してください。
- (6) 国又は県への各種補助金手続きに必要な書類の作成及び提出について、本市の指示に従ってください。また、建築工事における業者選定については、本市の入札方法に準じて実施してください。
- (7) 企画提案内容の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとします。
- (8) 本募集は、施設整備に係る補助金の活用を予定しているため、令和3年度当初予算の市議会の議決を必要とします。関連する予算が令和3年3月定例会において否決となった場合は、本募集は中止します。この場合であっても、伊丹市は事業者に対する違約金・損害賠償などの責任は一切負いません。

#### IV. 選定された場合の取扱い

---

この要項に基づき選定された事業者に対して、市は以下の支援を行います。

- (1) 事業認可手続きの支援
- (2) 施設改修等に対する補助

保育所を設置する場合の補助制度は以下のとおりです。

保育所等整備交付金交付要綱に基づく保育所の創設又は保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育所等改修費等支援事業に基づく賃貸物件による保育所等改修費等が対象（ただし、国の制度改正により、補助基準額・内容等が変更される場合があります。）。

(問合先)

〒664-8503 伊丹市千僧1-1

伊丹市教育委員会事務局

こども未来部幼児教育保育室教育保育課

(担当) 御宿

TEL : 072 (784) 8035 (直通)

E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp